

ID: 1744

担当部署: 子ども若者部幼児教育・保育課

処分の概要	特定地域型保育事業者の確認
法令名称 根拠条項	子ども・子育て支援法 第43条第1項
法令番号	平成24年法律第65号
【基準】 法第43条の規定による。 (特定地域型保育事業者の確認) 第43条 第29条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所(以下「地域型保育事業所」という。)ごとに、第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育の事業を行う事業所(以下「事業所内保育事業所」という。)にあっては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置し、又は委託して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。以下「労働者等の監護する小学校就学前子ども」という。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を定めて、市町村長が行う。 2 前項の確認は、当該確認をする市町村長がその長である市町村の区域に居住地を有する者に対する地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給について、その効力を有する。 3 市町村長は、第1項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。 4 市町村長は、第1項の申請があつた場合において、当該申請に係る地域型保育事業所が当該市町村の区域の外にある場合であつて、その所在地の市町村長(以下この条において「所在地市町村長」という。)の同意を得ていないときは、第29条第1項の確認をしてはならない。ただし、第1項の申請を受けた市町村長(以下この条において「被申請市町村長」という。)と所在地市町村長との協議により、この項本文の規定による同意を要しないことについて所在地市町村長の同意があるときは、この限りでない。 5 前項ただし書の規定により同項本文の規定が適用されない場合であつて、第1項の申請に係る地域型保育事業所(所在地市町村長の管轄する区域にあるものに限る。)について、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める時に、当該申請者について、被申請市町村長による第29条第1項の確認があつたものとみなす。 (1) 所在地市町村長が第29条第1項の確認をしたとき 当該確認がされた時 (2) 所在地市町村長による第29条第1項の確認がされているとき 被申請市町村長が当該地域型保育事業所に係る地域型保育事業を行う者から第1項の申請を受けた時 6 所在地市町村長による第29条第1項の確認についての第52条第1項の規定による取消し又は効力の停止は、前項の規定により受けたものとみなされた被申請市町村長による第29条第1項	

の確認の効力に影響を及ぼさない。

標準処理期間

30日

備考

設定年月日

平成 27 年 7 月 1 日

最終変更年月日

令和 8 年 2 月 1 日